

国民国家の政策

加茂川 益 郎

(一)

資本主義社会における経済政策について、その特殊歴史性を明らかにするとともに、「資本主義の世界史的発展を特徴づける段階論的解明」の「基礎規定¹⁾」と位置づけたのは宇野弘蔵であった。宇野は資本主義の世界史的発展段階、すなわち重商主義、自由主義、帝国主義の各段階の支配的資本たる商人資本、産業資本、金融資本の蓄積様式を解明し、それら資本の利害に基づくものとして各段階の経済政策の歴史的規定を与えたのである。ここに科学としての経済政策論の方法が成立したといえるであろう。

宇野は資本主義に特有な経済政策を資本の政策として明示したのである。そのこと自体に異論があるわけではない。それはしかし、資本の政策といっても、国家によって遂行されるから、国家の政策でもある。そのことは別の意味をもってくる。いうまでもないことだが、近代国家は何らかの国民的基盤から選ばれた代表者によってリードされる。したがって政策には国民国家的公共性が必要である。それを資本の政策を実現するためのたんなる外皮にすぎないと言ってしまっていていいかという問題でもある。

資本主義経済を基礎とする国家は資本家、労働者、土地所有者、農民、手工業及び商業の自営業者、事務管理者、技術者など種々の階級・階層から成り、その政治的経済的利害は一様ではない。他方、国家も強弱さまざまであり、世界の政治経済を指導する国家もあれば、この指導を受けながらしかしある程度対抗して自国の存続と発展を図らざるをえない国家もある。つまり国家は一方では世界の政治経済体制における自国の位置によって規制されつつ、他方では国内の特殊性にも規定された諸階級・諸階層の政治的経済的利害を調整しつつ、国民統合を維持できるような国家の方針を明らかにしていかなければならない。こういう国民国家的利害から資本の政策も判断される。もちろん国家も資本主義経済を基礎にしている限りその存続の必要からいっても結局は資本の利害は確保されるといえるであろうが、資本の要求がストレートに実現するというような関係ではない。特に国家の発展コースを左右するような政策の決定については、政治指導者の内外の政治経済に関する知見と的確な情勢判断にもとづくリーダーシップ、またそれに影響を及ぼす世論の

動向が重要なファクターをなす。したがって政策の国民国家的公共性の内容とその形成過程をみることによって政策の意義を一層明らかにすることができるのではないだろうか。

また宇野が掲げる経済政策は保護主義と自由主義にはほぼ限定される。これらの政策の重要性は否定すべくもない。しかし、通貨、金融、財政などの政策も経済政策に含まれるだろうし、経済政策以外の政策、労働政策や社会政策も資本蓄積に大きな影響を及ぼす。国家は多様な政策をおこなっているのである。さらに近代において大小さまざまに繰り返される国家間の抗争、戦争も国家の行動、政策に強く反映される。このように国家の多種類の政策と行動のなかで経済政策をみることによってそれに異なった意味を付与できるかもしれないのである。

近現代においては、国家は国民的基盤を漸次拡張しながら、世界的な国民国家システムの抗争・競争場裡において自己の存続と発展をかけて、能動的、積極的な役割を演じてきたのではないか。国家は資本の論理に還元されない「国民国家の論理」を有し、逆に「資本の政策」を包摂しているかもしれないのである。世界的な国民国家システムという視点を持ち込むことによって、近現代史はたんに資本の世界史にとどまらない相貌を見せてくるのではないか。このような問題意識から宇野経済政策論を検討するとどうなるであろうか。

(二)

経済政策が「資本主義社会における経済政策」であること、これが宇野経済政策論の立脚点である。資本主義の経済は「商品経済、特に資本家的商品経済という特殊な形態」をもっておこなわれるから、「一国の経済政策の物質的基礎をなす年々の生産物にしても、それは一定の特殊な資本家的な関係を基軸とする社会的関係のもとに生産され、商品関係を通して配分せられているのであって、この生産、分配の関係に一定の方向を与えるというような影響を及ぼす政策は、常に商品の生産、分配の関係自身を規制する、その特殊な法則性を通してでなければ——厳密に言えば、その法則の作用を多かれ少なかれ促進したり、阻害しながらでなければ——その効果を上げることはできない。それは直接に生産物の生産なり、分配なりに対して行われるわけではない」。これは資本主義社会における経済政策が生産や分配を外的な強制力によって直接規制するのではなく、自律的な資本主義経済の商品経済的關係、法則を通してしか行われえない、その特有な形態的性格を明らか

にしたものである。しかもその商品経済的な社会関係は、「資本家階級に属する者もいれば、労働者階級に属する者もいる。地主もいれば、農民もいる、その他種々なる中間的な社会層やあるいは付属的な社会層に属する者もいる」という関係であって、「その経済生活はそれぞれの社会的地位によって異なっている」から「同じ政策も異なった効果と影響とを与えるのである」。こうして宇野は資本主義的商品経済に特有な形態性、社会性（階級性階層性）をもって経済政策の基礎的規定を与える。

それでは、このような「社会的地位によって」「異なった効果と影響」を受ける政策は何を目標として行われるのか。経済政策は「必ずその目標として国民経済の発展とか、社会生活の確保」とかいう「一般公共的目標」がうたわれる。宇野はこの「一般公共的目標」を、たんに「社会のあらゆる成員にとって必要な」ものと、「資本の蓄積」に根拠を有するものとに区別する。前者は商品経済一般に必要な、たとえば統一した「度量衡の制定」とか、通貨制度の「純金750ミリグラムを円とし、価格の単位とする」とかのような、「技術的制定」のみに関するもので、これらは「経済政策として経済学的研究に値するものではない」。後者については、たとえば通貨供給量を調整してインフレーションを停止する方策は、単に「通貨価値を安定させる」という「一般公共的目標」のための「技術的方策をなすわけではない」。「インフレーションもその停止が要請されるのは、資本家的経済の発展を阻害することになるから」であって、「インフレーションの昂進は必ず資金の、したがって一般に多かれ少なかれ固定資本の蓄積を阻害することになるので、資本主義の復旧からその停止が求められるのである」。それは単なる「通貨政策」ではなくて、資本の蓄積にとっての金融政策であることに経済政策としての意義がある。宇野は、「一般にインフレ政策とか、デフレ政策とかいわれて通貨政策とされるものは実は単なる通貨の問題ではない」のであって、「金融機関による資金の融通の問題である」ことを指摘する。しかし通貨と資金が多くの場合混同され、「金融政策を通貨政策に包摂せしめることになり、金融政策を通貨政策として実施せしめ、適正な通貨量の供給がその政策の基準をなすかのように考えられるのである」。したがって、通貨は過剰でありながら資金は不足しているという事態が起こるといふわけである。

宇野は資本主義社会における経済政策の主たる「目標」が資本の蓄積を促進することにあるとみなしている。しかしこの資本の蓄積を促進するという「目標」を単に「一定の資本家的利益を促進しているもの」とのみとらえていいのであろうか。宇野は、度量衡や貨幣の価格標準の制定はあらゆる社会成員にとって必要な「一般公共的」なものであるが

「経済政策として経済学的研究に値するものではない」と考えている。では、「通貨の安定」のための「適正なる通貨の供給」という方策も「一般公共的」に同類のものともみなしているのであろうか。同じく「技術的」であっても、前者はいわば商品経済のインフラにあたるものであり、後者はそのようなインフラの適正な運営を目的とする点で異なっている。宇野もまた、前者を「制定」、後者を「方策」と規定しているから、その相違を意識しているのではないか。そうだとすれば、このような「技術的な方策」が、インフレーションを停止し経済生活の安定化という「一般公共的目標」を達成するならば、実は資本にとっての金融政策である通貨政策は強い支持のえられる経済政策となるだろう。

問題は宇野がインフレーション停止の本来の目的と指摘する「資本の蓄積」は「一般公共的目標」たりえないのかどうかである。資本蓄積の増進は、それが社会的再生産を拡張し雇用を増加するような蓄積ならば資本主義の枠内ではあるが一般的公共性を有するのではないか。資本主義的商品経済関係においては、宇野がいうように、資本家、労働者、農民、地主、その他の中間層など商品経済的關係によって異なった影響・効果を受けることは当然であり、「資本家的利益」（利潤）と基本的に労働力の再生産のための生活費にすぎない賃金が得る利益は質的に相違する。そうだとすると、好況期の資本蓄積のように労働者の雇用を促進し賃金を上昇させ、農民・地主・その他の社会層にも経済的利益をもたらすという面では、一般公共性を有するとおもわれる。また現代の福祉国家のように、累進課税や法人税が福祉サービスの大きなファンドになっている場合には、資本蓄積の増進が一般公共的一面を有するといえるだろう。もっとも、これらの具体的関係は、資本主義の世界史的発展段階による資本の蓄積様式に特殊の要因を加えた分析によって明らかにされるが、資本蓄積の促進を意図した経済政策が「一般公共的目標」になりうる場合があることは確認されるであろう。

宇野は他方で、「現在の社会に行われる政策はすべて階級的利害に基づくものである」という主張は「単に排撃するにとどまって、その排撃の目標自身さえ明らかに」するものではなく、「原理をもって直ちに政策を規定するか、あるいは政策論をも原理論的に規定するいわゆる公式論」にすぎず、「政策の客観的根拠を明らかにするものではない」と批判する。「商品経済を基礎とする経済政策の科学的解明は、それが行われるその特殊の形態規定を明確にし、しかもかかる形態のもとに一定の歴史的発展に従って特殊の内容を与えられて展開される、その客観的根拠によってなされなければならない」。かかる経済政策方法論は基本的に同意しうる。ただ、この「政策の客観的根拠」として、宇野のように

「一定の歴史的発展」に応じた資本蓄積の様式だけを考えるのではなく、「一般公共的目標」までも含めたらどうかと思うのである。

近現代の国家においては政策が公共性をもつかどうかはその実現にとって重要なファクターをなすばかりか、政策の公共性がどのようにして成立したかは政策のもつ意義を一層明らかにする。資本家階級が直接支配するのではなく、何らかの国民的基盤の代表者によって指導される国民国家においては、体制の維持・発展のために、政策の公共性の政治的認知が必要である。利害関係が必ずしも同一ではない資本主義的商品経済関係のなかで、公共性をめぐる世論形成、政治状況が政策の判断、決定に大きな影響を及ぼすであろう。それいかんでは異なった政策選択もありえたであろう。王権が国家主権をなした近世初期から次第に国民主権、大衆民主主義が発展する現代に至る過程で、「一般公共的目標」は政策の根拠として重要性を増していったのではないか。世界的な国民国家システムの形成と変動のなかで、「一般公共的目標」も国家と資本主義の歴史的な発展に応じた内容変化をたどってきたのではないか。このような観点を取り入れながら、次に「政策の客観的根拠」を考察することにしよう。

(三)

宇野は資本主義の発展を三つの段階に分ける。資本主義の発生、発展、没落期である。その基準は発展期における資本主義的生産様式の確立である。イギリスにおいて、「18世紀末の産業革命」による機械的大工業の成立は「資本主義にとって資本自身では商品として生産することのできない労働力の商品化をもある程度自ら拡大再生産しうるものとして、資本主義をして一社会を全面的に支配するものとした」。それは「多かれ少なかれ旧来の社会関係を残しながら」も「それを自力で解消して行く態勢」を作りだした。宇野はこのように「資本主義自身が経済的力で自らの社会体制を確立していく傾向にある」ことが「経済学の原理の成立する客観的基礎をなす」とともに「資本主義にとってその経済政策がいかなるものであるかを示す科学的基準を与える」と考える。すなわち、「資本家的商品経済が徹底すると、何らの特殊な経済政策をも必要としないものとなる」ことを示す。逆に、自力で旧来の社会関係を解体し資本主義的生産様式を発展させることができない資本主義の発生期、また「もはや19世紀中葉までのような資本家的な社会関係の全面的展開への傾向を一途に進められるとはいえなくなる」、「労働力の商品化の基礎をなす旧社会

関係の分解を徹底的に推進しないで得られる資本の利益が重要性を増してくる」没落期には、「経済政策を重要な補強手段として要請することになる」とみなす。

こうして宇野は資本主義の自立性を基準にして発生、発展、没落期を定め、それぞれに特有な資本蓄積の性格に経済政策の客観的根拠を求めている。それゆえに、「経済政策の科学的解明」は「資本家的商品経済の発展に応じて変化していくその歴史的な一般的な規定」をもってなされなければならないのであって、「科学的に何等かの政策を樹立する」というような性格のものではなく、また「個々の政策をとって直ちにその客観的意義を明らかにしうるといようなものではない」。したがって、マックス・ウエーバーによる「経済政策の科学的解明」、すなわち「一定の与えられた目的に対して適当なる手段を究め、その実行の範囲を明らかにし、その手段の適否を決することに限定される」との主張も、「経済政策の目的自身が、常に与えられた歴史的、社会的関係に基づいて設定されるものであって、いかなる実行者にしても、その単なる個人的価値判断によって主観的に決定しうるものではないということを明確にしていない点」で根本的欠陥を有しているとみなされる。資本主義の歴史的発展段階を離れて経済政策の科学的な樹立や目的設定が可能とみなす見解に対する宇野の批判が一般的には妥当なものであることはいうまでもない。

次の問題は経済政策が資本主義の歴史的発展に根拠をもっているとしても、その目的の設定や実現がいかなる過程で行われるかである。それについて宇野は「大体においては個々の政策の目的の設定自身がそれぞれの主体の個人的価値判断としてあらわれる場合にもすでにそういう客観的な過程によって決定されて行われ、またそういう客観的過程によって決定される目的を追求するものとなり、政策の担当者もかくして担当者たりえる」という。これだけでは「政策の目的の設定」も「目的を追求する」こと（実現）も「客観的過程」によってあたかも自動的に行われるかのようである。政策の目的設定や実現をめぐる種々の利害関係の対立やそれらを調整したり裁定したり、さらには積極的に政策を企画する国家の主体性などは考慮されていない。

しかしながら、宇野は続いてすぐにこれと異なるかのような観点を提示する。「ただ問題となるのは、たとえばドイツのようにおくれで資本主義化しつつある国において、あるいはまたスペイン、ポルトガルのように近世初期にすでにある程度の世界的商品経済に入りながらその後の発展は必ずしも資本家的生産の順調なる発展をみなかったというような国においては、政策の目的いかんによっては、その過程を変えることができたのではないかということである」。これは、イギリスにくらべて後発のドイツ、逆に先発のスペイン

やポルトガルにおいては「政策の目的」は「客観的過程によって決定される」ものではなく選択可能であったこと、それによって資本主義発展の異なった展開をみることも可能であったことを示すものである。この見解は政策が経済過程からの単なる相対的自立性にとどまらず経済発展の過程をも変えるような大きな影響力を及ぼすような能動性、主体性をもつものとして捉えられており注目に値する。政策のこのような性格はこれらの国々だけではなく、「この点は、実はイギリスのような典型的な発展を示した国においても同様であって、例えば初期の重商主義政策にしても、それは決して一様な経済的基礎によってその政策を決定されたのではない。その基礎をなす社会層の種々なる利害関係の対立のうち、一定の社会層の利害関係が決定的な影響力をもってきて、政策を一定の方向に展開せしめることになったのである。その場合その時々²⁾の経済的事情に関する知識が政策の決定に必要なことはいうまでもない」。みられるように、政策の客観的根拠といっても、それは「決して一様な経済的基礎」ではなく「種々な利害関係の対立の内」にある。だからこそ、「一定の社会層の利害関係が決定的な影響力」をもったときはじめて「政策を一定の方向に展開せしめることになった」のである。ここでの「決定的な影響力」は「資本家的生産様式」自らの経済的力によってではなく、「その時々²⁾の経済的事情に関する知識」による世論形成や政治力によってもたらされるものであろう。

ドイツにせよ、スペイン・ポルトガルにせよ、あるいはイギリスにせよ、ここで共通しているのは、いずれも資本主義的生産の生成期でその他の生産関係と並存していて、資本主義生産が自力では優勢になれない場合における政策の決定的重要性が指摘されているのである。しかしながら、16世紀以降世界市場の形成が進むなかで、いずれの国に資本主義生産が発展していくかは旧来の生産関係の分解や市場経済の発展の度合いによって規定されるとともに、国民国家の形成いかんにもよるのである。国民国家こそ封建的諸関係を解体して資本主義発展の基礎をつくりだすのであって、17世紀イギリスのピューリタン革命や名誉革命はそのような役割をはたしたのではないか。さらにドイツの場合には、スペイン・ポルトガルとは違って、すでにイギリスで確立した資本主義をお手本にしようわけであって、政治的統一による国家形成とそれによる資本主義化によってイギリスに対抗せざるを得ないのであり政策の目的も手段も容易に決定されることになる。

宇野はフリードリッヒ・リストの『経済学の国民的体系』に対して、イギリスで確立した資本主義の矛盾が顕在化しつつあった1840年代に、生成期に形成されたスミス、リカードらの「古典経済学の理論を深めていく代わりに、これを凡庸化する³⁾」ものであると厳

しく批判するのであるが、他方でリストによる工業のための保護政策も「イギリスに対して多かれ少なかれ農業的地位にあったドイツ」においては国際分業的に非現実的であることを指摘する。宇野のリスト批判のうち前者が的を射たものであることは確かである。しかしながら、ドイツの工業発展が進み統一国家が形成され始めると、リストの「国内的には自由主義を基礎として国際的には保護政策を要求する。したがって、一定の資本主義的發展段階として一般的に一定の政策を要求するものとはいえない³⁾」ような「常識的政策論」=育成関税論が力を得てくるのであって、実際40年代には鉄・鉄製品・紡糸の関税が引き上げられたのである。

いずれにしても、宇野も指摘するように、資本主義の発生期には旧来の社会関係が残存し「一様な経済的基礎」ではないので資本主義生産の普及には政策が必須であり、それも「客観的過程」によっては実現できない国家の主導性いかんによることが明らかであろう。これとは反対に、産業革命を経て機械的大工業によって圧倒的な生産力を有するにいたった資本主義生産は、旧来の社会関係を「自力で解消してゆく態勢」にあり「何らの特殊な政策をも必要としないものとなる」というのが宇野の見解である。これは具体的には19世紀中葉のイギリスにおける自由主義を示すのであるが、穀物法撤廃をめぐる産業資本家と地主階級の闘争のようにその実現が容易でないものもあった。たしかに産業資本の発展は国内的にもまた貿易の拡大によってイギリスに雇用、富、税収を増大させ、「国民的利益」を担うものであった。関税改正の客観的根拠はここにあった。しかしながら穀物法撤廃のような、当時の支配階級たる地主の利害を損なうような政策は単なる「客観的過程」によって実現されるようなものでなかった。自由貿易の理論と推進勢力の政治的結集によってそれを「国民的利益」に押し上げ「一般的公共目標」たらしめることが決定的に重要であった。ホブズボームが指摘するように1830年代以降のヨーロッパは、フランス7月革命さらには2月革命の波及によって示されるような革命的激動の時代であり32年のイギリス第1次選挙法改正はその産物であるといえるが、穀物法廃止を推進する勢力はイギリスにおける労働者の参政権をめざすチャーチスト運動との連携をも試みつつ一大闘争を組織した⁴⁾。40年代における相次ぐ関税改正という自由貿易の潮流があったとはいえ、政治支配階級たる地主の経済的基盤を崩壊させる恐れのある穀物法廃止への道は決して平坦ではなく、強力な理論的、政治的リーダーシップを要したのである。

穀物法廃止の経済的要因は基本的には綿工業をはじめとする鉱工業生産の比重の増大と輸出産業としての位置にある。表1-1から明らかなように、1820年代に鉱工業は農林・

表 1 - 1. 国民所得分布および就業分布 (単位：%)

	農・林・漁業		鉱工業		商業・交通		家事サービス		住宅供給	海外送金	政府・専門職	
1801年	33	36	23	30	17	11	6	12	5	—	16	12*
1811年	36	33	21	30	17	12	5	12	6	—	16	13
1821年	26	28	32	38	16	12	6	13	6	1	13	9
1831年	23	25	34	41	17	12	6	13	7	1	12	10
1841年	22	22	34	41	18	14	6	15	8	1	10	9
1851年	20	22	34	43	19	16	5	13	8	2	11	7
1861年	18	19	37	44	20	17	5	14	8	3	10	7
1871年	14	15	38	43	22	20	5	15	8	4	9	7
1881年	10	13	38	44	23	21	5	15	9	6	10	7
1891年	8	11	38	44	23	23	6	16	8	7	10	7
1901年	6	9	40	46	23	21	5	14	8	7	11	10

注：各欄の前の数字が国民所得分布で後の数字が就業分布をあらわす。「住宅供給」「海外送金」は国民所得分布のみを表示し、「政府専門職」の就業分布の中に前二者の分を含む。

出所：P. Dean & W. A. Cole, *British Economic Growth, 1688-1959*, 1962, pp. 142, 166,
湯沢威『イギリス経済史』1996年

漁業を上回り40年には国民所得の35%、就業人口の40%を占めるにいたっている。また表 1 - 2 から鉱工業の総輸出における比重は30年には75%、特に綿糸・綿布の輸出は50%にも達していることが分かる。20年代以降の輸入原料品や輸出製造品の関税軽減による関税改正は自由貿易を促進し綿工業を軸とするイギリス産業資本の発展を加速化したのである。しかしながら綿工業の中心地マンチェスターの商工業会議所が40年に穀物法の改正から「廃止」へと方針転換し40年代初頭の関税改正にも満足せず強力な運動を展開していったのは、30年代末からの長期不況と穀物不作にもよるが、何よりもヨーロッパにおける綿織物工業の急成長によるイギリス綿工業の国際競争力への深刻な危機意識によるものであった。⁵⁾表 2 - 1 が示すようなマンチェスター商工会議所での報告によれば、総輸出におけるイギリスの停滞と後発資本主義国の成長、北ヨーロッパ（ロシア・ドイツおよびプロイセン・連合ホラント）向け綿織物の絶対量の急減とその原因たる北ヨーロッパ綿工業の脅威が強調されている。実際表 2 - 2、2 - 3 から、イギリスのヨーロッパ向け綿布輸出は絶対的には増大していたが、ヨーロッパの綿織物産業の急成長によってその割合は急低下していたし、40年代以降は60年まで絶対的にも停滞していることが理解できよう。ドイツその他のヨーロッパ諸国の綿織物工業はイギリスから綿糸を輸入し保護主義と低賃金によって優位に立っているとみなされた。このような原料綿糸の輸出国になりつつある

表1-2. 連合王国の総輸出額に占める主要な国産生産物の輸出割合 1830～1930年

(単位：%)

	1830	1850	1870	1890	1910	1930
綿糸・綿布	50.8	39.6	35.8	28.2	24.4	15.3
毛糸・毛織物	12.7	14.1	13.4	9.8	8.7	6.5
鉄製品・鋼製品	10.2	12.3	14.2	14.5	11.4	10.3
機械類	0.5	0.8	1.5	3.0	6.8	8.2
石炭・コークス類	0.5	1.8	2.8	7.2	8.7	8.6
各種乗り物類	—	—	1.1	3.5	3.8	9.0
化学製品	—	0.5	0.6	2.2	4.3	3.8
電気製品	—	—	—	—	—	2.1

出所：Deane and Cole, 1960：31.

熊谷次郎『イギリス綿業自由貿易論史』1995年

表2-1. イギリス(グレート・ブリテン)の北ヨーロッパ向け綿製品ならびに綿糸の輸出額

(単位：ポンド)

綿製品の輸出額			綿糸の輸出額		
輸出先諸国	1820年	1838年	輸出先諸国	1820年	1838年
ロシア	702,125	59,837	ロシア	494,306	1,236,584
ドイツおよびプロイセン	2,960,493	887,296	ドイツおよびプロイセン	1,411,987	2,265,602
連合ホランド	979,681	661,557	連合ホランド	55,261	1,876,269
合計	4,642,299	1,608,690	合計	1,961,554	5,378,455

出所：Reprtr of the Chamber of Commerc and Manufactures at Manchester, On the Injurious Effects of Restrictions on Trade, London, Manchester? 1841, p. 18, footnote.

杉山忠平『自由貿易と保護主義』1985年

状況を逆転し再びイギリス綿織物の市場とするためには、すなわちイギリスを「世界の工場」とし他の国を食料・原料の生産・輸出国とする国際分業体制を作り出すためには穀物法を廃止して穀物輸入を自由化しなければならないというのがマンチェスター自由貿易派の主張になったのである。

マンチェスター派は、固定レートでの金兌換から解放された通貨によって有効需要を創出して不況からの脱出と繁栄を目指すいわば金融と経済の国民化の主張⁶⁾に対して、通貨と為替の価値を安定させる固定金本位制が自由貿易体制にとって必須のものとみなし改革の焦点を穀物法の廃止に絞ったのである。穀物法の廃止による工業製品の輸出こそがイギリ

表 2-2. 英国綿布の主要輸出先シェアの推移 (輸出量ベース) (単位：%)

輸出先	年	1820年	1850年	1873年	1896年	1913年
ヨーロッパ		57.12	19.23	15.31	7.13	6.25
アメリカ		32.14	34.23	21.62	17.65	12.96
合衆国		(9.58)	(7.67)	(3.14)	(1.06)	(0.63)
西インド諸島		(10.84)	(7.42)	(3.01)	(1.85)	(1.35)
ラテンアメリカ		(10.48)	(16.52)	(14.32)	(14.21)	(9.42)
中 東		3.18	11.46	14.81	9.53	5.58
アジア		5.71	31.39	43.63	57.31	61.67
インド		(5.71)	(23.15)	(28.40)	(39.06)	(41.26)
中 国		—	(5.39)	(10.04)	(10.40)	(10.13)
アフリカ		1.78	2.53	2.53	5.08	6.18
合 計		99.93	98.85	98.06	96.70	96.63

出所：D. A. Farnie, "The Structure of the British Cotton Industry, 1846-1914", in A. Okochi and S. Yonekawa (eds.), *The Textile Industry and its Business Climate*. University of Tokyo Press 1982, p. 52.

湯沢威『イギリス経済史』1996年

表 2-3. イギリス綿製品輸出市場の地域的分布と推移 (1820~80年)

	綿 布 (100万ヤード)						
	1820	1830	1840	1850	1860	1870	1880
ヨーロッパ (トルコを除く)	127.7	137.4	200.4	222.1	200.5	294.6	365.1
トルコ	9.5	40.0	74.6	193.9	357.8	670.5	588.6
アメリカ (合衆国を除く)	56.0	140.8	278.6	360.4	527.1	594.5	651.6
合 衆 国	23.8	49.3	32.1	104.2	226.8	103.3	77.9
英領東インド	} 14.2	} 56.9	145.1	314.4	825.1	923.3	1813.4
中国・日本・ジャワ・他			29.9	104.3	324.2	478.2	632.0
その他諸国	19.7	20.2	29.9	58.9	214.7	188.4	367.7
合 計	250.9	444.6	790.6	1358.2	2676.2	3252.8	4496.3

注：1) 綿布の欄の数字は、エジプト、アフリカを含む。

出所：Ellison, T., *The Cotton Trade of Great Britain*, Frank Cass & Co., 1886, New Impression Augustus M. Kelley, 1968, p. 63.

(宮崎・奥村・森田『近代国際経済要覧』1981年)

ス経済を拡張し、有効需要を拡大して農産物需要と労働需要も増大するから社会全般の繁栄をもたらすと主張したのである。賃金もまた穀物価格からよりも市場の拡大から規定されるとの論調が優勢になってくる。⁷⁾自由貿易による工業立国・貿易立国が国民国家的利害をもつものとして主張されたわけである。

穀物法の即時廃止を掲げる強力な運動が展開されるなかで、関税と穀物法の「改正」という穏健な方策によって漸次的自由貿易を推進してきた首相ピールはついに保守党主流の意向に反して穀物法廃止の議会通過を指導したのである。熊谷次郎の紹介によれば、⁸⁾ピールが穀物法廃止を決断した理由は四つあった。第一は30年代後半から展開された「高度集約農業はイギリス農業に外国農業との競争に対抗できる力をつけさせるという確信」、第二はイギリスの繁栄は「『穀物法以上に工業の繁栄に依存している』ことをかれが知悉していたこと」、第三はしたがって穀物法を廃止することによって、土地貴族の支配と権威を拡大できるという「現存の統治体制護持への確信と責任」、第四は賃金と食物価格とに相関関係はなくむしろ数年の実証的経験では逆相関の関係にあり「穀物法廃止による労働者階級への悪影響の危惧の一掃」であった。ピールはイギリス社会の全般的繁栄と土地所有者階級による統治の継続というかれなりの国民国家的意識から決断したのである。

穀物法廃止の過程をみるならば、それが綿工業を中核とした産業資本の順調な発展に促された自然な「客観的過程」によって実現されたとみなすことはできない。むしろ30年代後半に明らかになりつつあった綿織物の輸出の停滞に象徴される、後発資本主義国の急速な発展によるイギリス綿工業資本の国際的地位の低下という経済的要因がまず挙げられなければならない。しかし銘記されるべきは、このような状況変化のなかで、R・コブデンやJ・ブライトなどの急進的自由貿易論にたつブルジョワジーが台頭しマンチェスター商工会議所の穏健で妥協的な綿工業ブルジョアジーから主導権を奪取して、⁹⁾パーミング派の自給自足的な国民経済論と対抗しつつ強力な運動を展開していったこと、アダム・スミス以来の自由貿易論、自由主義がイギリスの思潮と世論において支配的であったこと、またこのような世論と運動を通して、穀物法による人為的な地代の維持・増大はまさに市場経済的合理性に反する土地所有者階級の強欲であり特権であることが明らかにされたこと、さらに、議会において問題ごとに特別委員会が設置され、そこでの証言・報告・勧告などに世論が反映されるようになったことが政策における「公的な理由」を不可避のものにさせ、財産制限選挙のもとでの名望家政治もピールに体现されるような国民代表的性格を持たざるをえなくなったことなど、主体的運動、自由主義の経済理論・思想、言論による古

典的デモクラシーのはたした役割の重要性である。

他方、穀物法廃止の現実的効果はどう考えるべきであろうか。イギリスとは対照的にドイツにおいては工業の発展とともに40年代に保護主義が台頭し銑鉄関税（44年）や綿糸関税（46年）の引き上げがなされていた¹⁰⁾。こういう状況のなかでの穀物法の廃止は一方的なものにならざるをえず、ドイツ側での輸入関税引き下げによる「互惠的自由貿易」を期待しえなかった¹¹⁾。もちろん一方的な関税切り下げであっても、それが食料・原材料の低価をもたらすならば工業経営のコストを切り下げるといふ利益があり競争力の強化をもたらす側面がある。しかし、他国の保護関税が強化されれば国際市場での競争力は相殺されることになる。したがって穀物法の廃止もイギリス製品にとって市場の拡大を直ちに保証するものではないし後発国の工業化を阻止できるものでもなかった。ただイギリス経済に圧倒的比重を占める国民的産業である綿工業が輸出産業である以上、イギリス自らが模範を示して他国に自由貿易政策を促していくしかなかったのである。しかし、このような一方的自由貿易主義を明示したことはイギリスと世界の資本主義経済の発展にとって大なる効果があったと思われる。それは国内的には、綿工業以外の産業では必ずしも優勢でなかった機械的経営と高度集約農業を普及させ¹²⁾資本主義の確立をもたらし、国際的には正にその一方的性格によってイギリスを自由貿易の旗手たらしめたのであって、後発国・後進国に自由貿易・門戸開放を迫り、結果的に後発国の生産力発展と世界経済の拡張をもたらしたといえるであろう。

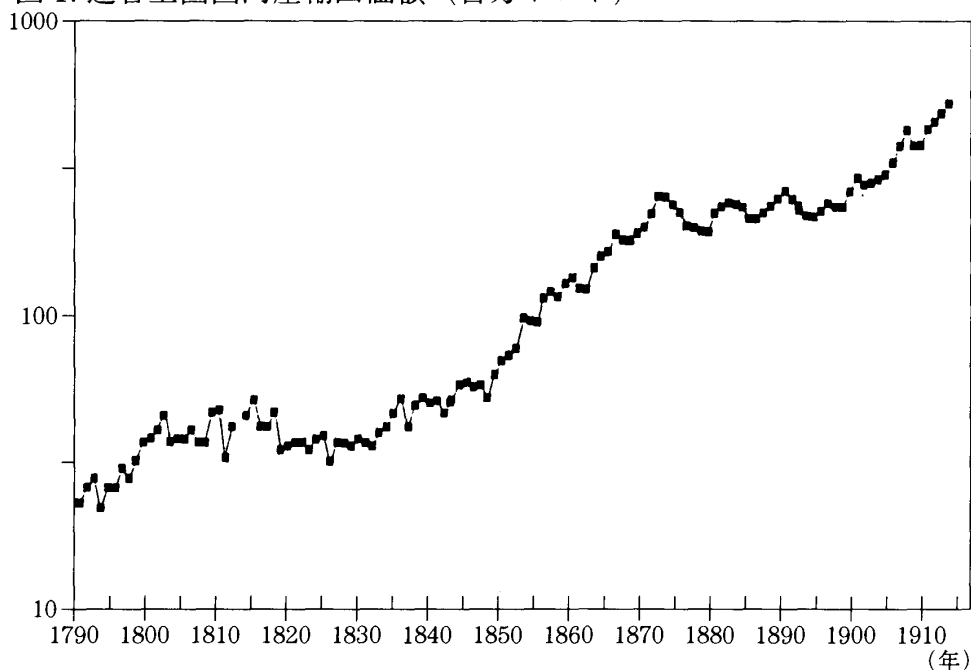
宇野は「支配的地位にある資本の利益に反するものが行われれば、それは新たな政策をもって補修されることになる」といいつつも、「もちろん時には、政治的に有力な土地所有者階級に妥協することもあるし、また小生産者その他の新旧の社会的諸階層に、あるいは労働者階級にさえ譲歩することもないというのではない」と述べている。実際、後発資本主義の急速な台頭によるイギリス綿工業資本の競争力低下にいち早く危機を感じ取ったイギリス綿工業ブルジョワジー内部の急進的自由貿易論者と政治指導者の断固としたイニシアチブがなければ穀物法は廃止されず妥協的な体制が続いていたであろう。したがって自由貿易の潮流は続いたとしても徹底さを欠いたものになったかもしれないのである。44年の固定的金本位制の確定に続く46年の穀物法廃止によって自由貿易体制が確立され自由貿易主義による工業立国がイギリスの国是として明確化されたのである。これは国内的には53、60年のグラッドストンの関税改正による自由貿易主義の完成を導くとともに、60年代には工業的發展を遂げてきた西欧諸国との相次ぐ通商条約の締結による国際的な

自由貿易の時代を現出せしめたのである。

図1における50・60年代イギリス製品輸出の急成長が示すように、イギリス資本主義が後発資本主義の追撃にもかかわらず50・60年代に繁栄の絶頂期を迎えることができたのは、かかる明確な国家的戦略を有して西欧諸国には平和的にアジアなどの後進国には武力を行使して世界的な農工分業論にたつ徹底した自由貿易主義によって世界経済の拡大と編成を推進したからである。イギリスは国家によって推進力を与えられた自由貿易主義によって市場を拡大して自国に産業的繁栄をもたらしたばかりか、結果的にはその他の欧米資本主義の工業発展を阻止するよりも一層助長することになったのであり、それがまた世界経済を拡張させイギリス資本主義の発展をもたらすことになったといえるであろう。

かくしてイギリスがいわゆる自由主義の典型国と指導国になりえたのは、イギリス産業資本の高い生産力に基礎づけられた工業の国際的優位に根拠を有することはもちろんだがそればかりではない。より重要なのは、イギリスが自由貿易主義を掲げて国民統合をなしとげ世界に明示して迫ったこと、それを世界に普及させる政治的・軍事的力を持っていたことであろう。しかもまた自由貿易が国民国家的公共性を獲得するためには既述したごとく急進的産業資本家の土地所有者に対するいわば非妥協的な階級闘争と政治指導者の先見

図1. 連合王国国内産輸出価額（百万ポンド）



出所：B.R.Mitchell, Abstract of British Historical Statics, Cambridge, 1962, pp. 282-284

対数グラフ（藤瀬浩司『欧米経済史』1999年）

的決断が必要であったのであり、自然必然的に実現されたものではない。

1830、40年代はヨーロッパ的規模での階級的激動の時代であり、イギリスにおいても第一次選挙法改正による産業資本家と中産階級の参政権獲得、反穀物法同盟を結成しての自由貿易の一大闘争、労働者階級によるチャーチスト運動の高揚と労働条件改善の要求、他方では後発資本主義国の急成長によるイギリス産業資本の停滞など政治経済的対立・矛盾の噴出した危機の時代であった。イギリス国家はこのような事態に対して、公衆衛生法、鉱山保安法、一連の工場法によって労働者階級を体制内に包摂しつつ、金本位制に基づく自由貿易原理によって産業資本を軸とした諸階級の政治的・経済的・社会的統合を成し遂げイギリス資本主義を再度発展軌道に乗せることに成功したのである。国家による40年代の諸改革こそ50、60年代のイギリス産業資本の最盛を生み出したとって過言ではないであろう。50、60年代の資本主義が宇野の「純粹資本主義」に最も近似した資本主義とみなされよう。宇野の「資本家的商品経済が徹底すると、何らの特殊な経済政策を必要としない」という規定は抽象的には妥当するとしても、イギリス資本主義の現実過程を考察する限り、むしろ、上記の諸統合政策にもささえられながら国家による徹底した自由貿易政策の追求によって「資本家的商品経済が徹底する」ことができたといえるであろう。

資本主義社会の経済政策が資本の政策であると規定できるとしても、穀物法について改正か廃止かをめぐって綿工業資本家内部に意見の対立があったことから分かるように、資本の政策も具体的には資本家階級の間で必ずしも一致しているわけではない。選択いかなではその後の発展過程は大きく異なることもあろう。しかも資本の政策が実現するためにはそれが一定の公共性をもつこと、少なくともそのようなものと認定される必要がある。近世初期には王やその側近が国家の公共性を担ったが、彼らの私的な政治的経済的利害から商人資本の政策も採用されたのである。近世後期以降、封建的身分制の解体と王権の衰退が進み議会制度も整ってくると、たとえ国家が地主階級のような名望家層によって動かされている場合でも世論の動向を無視して権力を保持することがしだいに難しくなるのであって、資本の政策も一定の公共性を有し、かつそのようなものと認められてはじめて国家の政策たりえる場合が増えてくるのである。したがって、経済政策は「支配的地位を占める資本家的階級利害」をぬきにしてはありえないが、資本主義と国民国家システムの世界史的発展のなかでの自国の位置に大きく規定されるとともに国家の権力基盤と世論によっても左右されるといえるであろう。

それにしても、資本の政策もひとたび公共性を獲得し国家の政策となると特有の意義と

動力を与えられてくる。穀物法の廃止による自由貿易主義の確立はイギリスを自由主義の典型国、指導国たらしめ、世界経済の自由主義段階を現出させることになったのである。

(四)

宇野は資本主義社会の経済政策を主に自由貿易か保護貿易かという対外政策によって論じている。しかしながら資本蓄積が国家によるその他のさまざまな政策によって促進されていることはいうまでもない。19世紀イギリス資本主義の発展期・確立期においてもそうであって、宇野のいうように必ずしも「資本主義自身が経済的力で自らの社会体制を確立していく傾向にある」ものではなかったのである。産業革命による機械的大工業の成立が産業資本の蓄積の根幹をなす労働力の商品化を促進するものであったとしても政策の補助を必要としたのである。工場制度のもとで年少者・女性を含む労働者階級の悲惨な状況の改善を要求する大衆運動の高揚は1830年代以降のヨーロッパの革命的情勢の中で、支配者階級をして一連の工場法による対応を余儀なくさせた。工場法は貪欲な資本の価値増殖を制約するが、労働者階級の運動を沈静化させ、結果的に資本による労働力商品の包摂を容易にするものであったといえよう。

自由貿易にしても平和的外交によってのみ進められたのではない。「自由貿易の帝国主義」と呼ばれるように、中国・極東・中南米・トルコのような国々には時には武力によって自国に有利な、相手国にとっては不利な通商関係を実現させた。表3からインドの輸入

表3. インドの主要輸入品関税率 (1852年) (%)

書 籍		綿・絹織物		綿 糸		船 具 類		金 属 類		毛 織 物	
英国製	外国製	英国製	外国製	英国製	外国製	英国製	外国製	英国製	外国製	英国製	外国製
無税	3	5	10	3.5	7	5	10	5	10	5	10
塩		コーヒー	馬家畜	ビール等	火 酒	茶	ワイン・リキュール	製品類	雑製品		
ベンガル	マドラス										
maund(82lb) 当り5シリング	maund当り 6シリング	7.5	無税	5	ロンドン保証 英ガロン当り 3シリング	10	英ガロン当り 2シリング	5	3.5		

出所：Dutt, R., The Economic History of India, Vol. II, Augustus M. Kelley, 1969, p. 157 より
(宮崎・奥村・森田『近代国際経済要覧』1981年)

関税率におけるイギリス製品の他国に対する特権的優位さが明らかであろう。また40～60年代においても植民地は拡大し続けた。ニュージーランド植民地、カナダ・オーストラリア・インド内外における植民地の拡大である。それらはイギリス産業資本にとっては市場として、ジェントルマン階級にとっては有利な投資先ないしは官職を提供するものとして、下層階級にとっては移民先として役立つことになろう。

19世紀前半のイギリス資本主義の発展期にも、国家は穀物法の廃止や工場法の改正をめぐる厳しい階級対立を裁定してイニシアチブを発揮したが、対外進出においては国家自ら行動して産業資本の利益だけではなくいわば「国民的利益」を積極的に追求するものであったといえるだろう。それはとうてい夜警国家と規定して済まされるようなものではない。この点はドイツのような後発国においてはより顕著であり、質的にまた異なった国家の主導性として現れる。

後発国ドイツは国民国家の形成においても資本主義の発展においても先発国を手本としつつ対抗しながら進めざるをえなかった。19世紀初頭のナポレオン戦争における敗北は国家間抗争のなかでの独立を維持していくためにドイツ諸邦に強力な統一国家の形成を促した。それには人民のエネルギーを開放し国家に結集することが急務であった。¹³⁾プロイセンにおけるシュタイン＝ハルデンベルク改革等の「上からの改革」は、一方では農民の封建的束縛からの解放・営業の自由などによって資本主義発展の前提条件を、他方では国務参議院や州県郡制の設置などの行政改革、都市条例による市民権・市議会選挙権、軍隊における将校の門戸の市民への開放・一般兵役義務制の導入など国民国家形成の基礎をつくりだした。フランス7月革命、2月革命はこの動きを加速した。

ドイツの原始的蓄積、産業資本的蓄積は、イギリスをはじめとするフランス、ベルギー、スイスからの資本や技術の導入、銀行引き受けによる株式資本の調達など後進国に特有な資本蓄積様式¹⁴⁾によって進められたが、国家も重要な役割を果たした。1834に成立したドイツ関税同盟は国内市場の自由化・統一を推進し、対外的にも当初は自由貿易主義であった。それはドイツの支配階級たる土地所有者の経営による農産物の輸出を維持する役割をはたした。しかしドイツにおける強力な国家の形成という国民的課題には工業の発展による資本主義化は不可欠である。40年代における関税率の急激な切り上げはこの課題に応えるものであった。¹⁵⁾さらにドイツにおいては国家自らの経済活動が産業資本を育成した。プロイセンにおいては、19世紀前半の王立海運会社はいわば開発金融業務を担ったのであって、道路・工場・帆船などの製造によって多数の産業を育成した。¹⁶⁾またプロイセンは

40年代後半以降巨額の投資によって鉄道建設を積極的に推し進めたが、それはドイツの¹⁷⁾経済的・政治的・軍事的・社会的統一を促進しつつ、鉄鋼・鉱山業をドイツ産業資本の基軸として発展させることになった。

ドイツはイギリス資本主義に具体化された資本主義の世界史的発展の生産関係・生産力を導入して急速な資本主義化を達成することができたのであるが、その急速さゆえに多数の零細企業も残存させるという特殊性を有することになった。イギリスの主導する自由貿易政策に対しても、産業資本が輸出力をもつほど十分に確立した60～70年代に應えることができたのであって、それまでは自由貿易的でありながらも保護主義的側面をもつという後発国的バイアスを免れなかったのである。しかしながら、産業資本が多分に自立的発展をとげてきたイギリスとの顕著な相違は、国家が産業資本の蓄積を促進したというよりも形成するような「殖産興業」政策を採ったことである。これを後発国に特有な経済政策と規定しても差し支えないであろう。イギリス・フランスなどの先進諸国との抗争のなかで統一国家を作り上げ維持していくという19世紀ドイツの国家的課題がそのような政策の大なる要因となったのである。

これまで宇野経済政策論に拠りながら、主に自由主義段階を例にして、国家の観点を入れながら、「資本主義社会の経済政策」を考察してきた。国家の論理とは国民国家の世界的な抗争・競争場裡において自国の存続・発展を追求することであり、資本のための政策もこの点から判断されるが、しかしまた資本の利害が基本的に貫かれるのはそれが資本主義経済に依拠しているからである。それにしても政策がどのような過程を経て国民国家的公共性を獲得したか、その過程の解明はかかる政策の意義・重要性を鮮明にするといえよう。イギリスにおける穀物法の廃止が急進的自由貿易主義による政治支配階級の反対までも押し切る大闘争の結果成立したことは国民国家的利害の所在を明確化し自由主義を徹底化することになったのである。それは自由主義による市場経済的統合を核とした国民統合をなすと同時に国際的にも同様な原理によって対応するという普遍性をもつものであった。ドイツにおいては、外国からの機械・技術・資本の輸入や支配階級たるユンカーの農業的利益ともむすびついて自由貿易的傾向は受け入れられたとはいえ、産業資本の育成という後進国の国民国家的利害によって自由貿易主義政策は60年代までは採用されなかったといえるだろう。つまり後発国ドイツにおいては国際的競争力を有する産業資本が確立するまでは、保護主義や殖産興業が国民国家的公共性を形成したのである。

帝国主義段階になると、国際的關係も変化し、金融資本、種々なる社会階層、大衆民主主義、社会主義などの登場によって、国家の政策も一層複雑な展開をみせることになる。帝国主義段階と現代資本主義の政策についての考究については他日を期したい。

付記 本研究は敬愛大学経済文化研究所の研究奨励金を受けた。

注

1. 宇野弘蔵『経済政策論』昭和46年改訂版，弘文堂。以下の引用は特に断らないかぎり、同書からのものである。但し、筆者の論点の強調のために「」を使用することがあるが、それは行論から判断されたい。
2. 宇野弘蔵「フリードリッヒ・リストの『経済学』」（1968年『社会科学の根本問題』所収，青木書店）p.258
3. 同上，p.250
4. 穀物法の問題も含めてイギリス史については主に以下の著書を参考にした。
菊池光蔵「自由主義段階イギリスの国家と経済」（1979年『経済学批判』6 社会評論社）
村岡健次他『イギリス近代史』1986年ミネルヴァ書房
同他『イギリス史3』1991年山川出版
青山吉信他『概説イギリス史』昭和57年有斐閣
柴田三千雄他『近代イギリス史の再検討』1972年お茶の水書房
E・J・ホブズボーム『市民革命と産業革命』（安川悦子・水田洋訳）1968年岩波書店
湯沢威編『イギリス経済史』1996年有斐閣
杉山忠平編『自由貿易と保護主義』1985年法政大学出版会
熊谷次郎『イギリス綿業自由貿易論史』1995年ミネルヴァ書房
吉岡昭彦『近代イギリス経済史』1981年岩波書店
5. 熊谷次郎「自由貿易と産業資本」（杉山前掲書所収）参照
6. 西沢保「1840年代における自由貿易と保護主義」（同上）参照
7. 熊谷前掲論稿参照
8. 同上参照
9. 熊谷前掲書参照
10. 諸田實「ドイツ関税同盟」（諸田實他『ドイツ経済の歴史的空間』1994年昭和堂所収）
11. イギリス議会における一方的自由貿易と互恵的自由貿易に関する議論の経緯については

河合康夫「19世紀前半のイギリスにおけるドイツ関税同盟論」(『社会経済史学』52巻1号1986年) 参照

12. 19世紀前半においてはいまだ小規模家内の経営が優勢であり、後半以降に蒸気機関の著しい普及によって機械的経営が進んだとみられる。これらの点については湯沢威「イギリス経済史の再構築に向けて」(『社会経済史学』58巻1号1992)、武居良明「19世紀バーミンガムにおける雇用関係と議会改革運動」(同誌44巻3号1978) および同「19世紀イギリスにおける絹工業」(同誌52巻4号1986) を参照されたい。

13. ドイツ政治経済史については主に以下の著書を参考にした。

木谷勤他『ドイツ近代史』1993年ミネルヴァ書房

ハンス・モテイク『ドイツ経済史1789-1871』大島隆雄訳, 大月書店

武田隆夫『帝国主義論 上』1965年東京大学出版会

桜井健吾『ドイツ産業革命と国家』1979年南山大学経済経営学会

14. 戸原四郎「ドイツ産業資本の蓄積様式」(武田前掲書) 参照

15. 佐藤進「ドイツ資本主義の後進性とその特質」(武田前掲書)、モテイク前掲書参照

16., 17. 桜井前掲書および武田前掲書参照